

令和2年4月14日

保護者様

県立新潟北高等学校長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
臨時休業について（お知らせ）

県教育委員会より、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業について」並びに「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習指導について」通知が発出されました。

つきましては、下記の期間を臨時休業とするとともに、適切な家庭学習を課すことに加えて、生徒の学習状況や健康観察等を適切に行う観点から分散しての登校日を設定することとします。

なお、感染の拡大を防止するための措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所への外出を避け、自宅で規則正しい生活習慣のもと過ごすよう御指導くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 休業期間 令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）まで

- 2 登校日時 令和2年4月20日（月）
 - 1 学年 午前8時40分から
 - 2 学年 午前10時00分から
 - 3 学年 午後1時30分から